

# 入札書

令和 年 月 日

長崎県交通局長 太田 彰幸 様

所在地

商号又は名称

代表者名

(代理人による入札書の場合は) 代理人

印

印

車両清掃業務委託 (諫早営業所) について、下記金額をもって入札します。

記

## 1. 入札金額

(単価: 円)

車両区分	年間予定数量	1台あたり単価	金額
定期	19,790台		
定期(夜間)	10台		
貸切	440台		
貸切(夜間)	10台		
合計額(入札比較金額)			

※ 上記金額には消費税及び地方消費税を含んでいません。

2. 業務名 車両清掃業務委託 (諫早営業所)

3. 履行場所 諫早市貝津町1492-1 諫早営業所  
諫早市幸町764-2 東厚生町車庫

4. 履行期間 令和8年4月1日~令和9年3月31日

備考 1 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を記載すること。

2 金額はアラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。

# 入札委任状

令和 年 月 日

長崎県交通局 太田 彰幸 様

委任者 所在地  
商号又は名称  
代表者名 ⑩

私は、次の者を代理人として定め、下記の入札に関すること及び付帯する一切の権限を委任いたします。

代理人 所在地  
商号又は名称  
氏名 ⑩

## 記

入札（物件）名 車両清掃業務委託（諫早営業所）

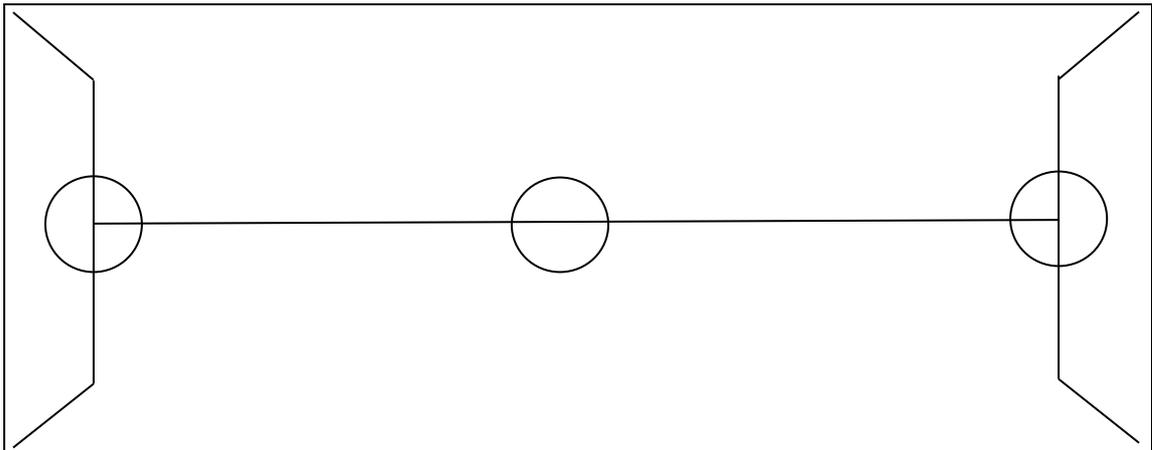
（注）代理人の印鑑には、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとすること。

# 入札用封筒記載例

表

<u>入札名 車両清掃業務委託（諫早営業所）</u>		
入	札	書
会社名		
入札者		印

裏



- 備考
- 1 封筒の大きさは標準規格長3を使用すること。
  - 2 封かん後、裏面の○に代表者印を押印すること。

# 仕 様 書

## 車両清掃業務委託（諫早営業所）

1. 作業名 車両清掃作業

2. 作業場所 諫早市貝津町1492-1 **諫早営業所**  
諫早市幸町764-2 **東厚生町車庫**

3. 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

4. 作業時間

(1) 毎日指示された車両を次の運行に支障がないよう清掃を行う。

(2) 作業時間

①諫早営業所 11時～22時まで

※ただし、バスの到着の遅れ等により、臨時的に22時を超える  
場合がある。23時までに終える場合は実施するものとする。

②東厚生町車庫 平日 9時30分～14時まで

土 10時30分～14時30分まで

日祝 11時～14時30分まで

※ 作業台数、車両番号、清掃時間については、日によって多少変動があるため  
前日に翌日の清掃表によって確認すること。

※ 土・日祝では営業所・東厚生町の時間が異なる。

(3) 21時30分以降に入庫する車両については夜間作業単価とする。

(4) 1台当たりの作業時間は、作業方法等にもよるが、これまでの実績から、  
定期車で概ね10分～15分/1人、貸切車で15分～20分/1人

5. 車両清掃台数

区 分	1日の作業予定台数 (年間予定台数/365日)	年間作業予定台数 (年間予定数量による)
定 期	約 54	19,790
定期(夜間)	約 0	10
貸 切	約 1	440
貸切(夜間)	約 0	10
合 計	約 55	20,250

※ 毎日(平日)の作業台数の内、東厚生町は10台、その他は諫早営業所

※ 平日、土日、祝祭日では台数が異なる。

6. 現在、実施している清掃方法や内容等の視察等により内容を把握し、契約開始日の  
作業に支障がないよう準備を行うこと。

7. 作業仕様書 別紙のとおり

## 車両清掃作業仕様書（諫早営業所）

下記の要領で清掃を実施し、車両の安全運転に支障がないよう、また、乗客に不快感を与えることがないように車内各部の清潔保持に努めるものとする。

なお、発注者が必要と認める場合は、特定の車両について作業開始時間を指定することができる。

### 1. 共通事項

- (1) 車両清掃は車内のみとする。
- (2) 運転席は、機器設置のため清掃は行わないこととする。
- (3) 車内のゴミ、ホコリは清掃により除去すること。
- (4) ガムその他汚物の付着は、車両を傷つけないよう十分留意し除去すること。
- (5) 車両清掃は、契約期間中の毎日実施することとする。
- (6) 本清掃に使用する材料・機械用具等一切は作業者の負担とし、電力、水道、ガスは発注者の負担とする。
- (7) 実施要領において、「水拭き（洗剤入り）」と示している箇所においては、車内消毒用の洗剤を希釈して水拭きを行うこと。洗剤は発注者の負担とする。
- (8) 原則、当局整備職員の就業時間中は整備工場内での清掃作業は禁止とする。  
 但し、清掃作業の都合上、止むを得ない場合は清掃作業員からの申し出により整備職員責任者が安全を確認のうえ、清掃作業を許可する。なお、リフトアップした車両の清掃は厳禁とする。  
 また、当局整備職員の就業時間後の整備工場内での清掃作業については、清掃作業員の危険防止（ピット内への転落等）のため、清掃作業中は整備工場内の照明を点灯することとするので、清掃作業後は必ず消灯をすること。

### 2. 定期車

清掃箇所		実施要領	
窓	前面ガラスを除く	水拭きを行うこと。	汚れの状況に応じ随時実施
床	車内床板・通路	箒掃きの後、水拭きし、汚目がでないように行うこと。	
	座席下		
客席	シートカバー	ビニール製のものは水拭きすること。	
	背当て裏板	水拭きを行うこと。	
	握り手・降車ブザー・肘掛け	水拭き(洗剤入り)を行うこと。	毎回実施
握り棒他	天井・昇降口 吊り革・立席		

### 3. 貸切車

清掃箇所		実施要領	
窓	前面ガラスを除く	水拭きを行うこと。	毎回実施
床	車内床板・通路	箒掃きの後、水拭きし、汚目がでないように行うこと。	
	座席下		
客席	握り手・乗降手すり	水拭き(洗剤入り)を行うこと。	
テレビ		水拭後、カラ拭きすること。	汚れの状況に応じ随時実施
シート後部のポケット		紙屑その他ゴミを取り除くこと。ただしオーダーによって指示があった場合、清掃は不要とする。	